

市には、一般行政職や技能労務職、保健師、看護師、保育士など、さまざまな仕事に従事する職員がいます。これら職員の人数や任免、給与、勤務条件などをお知らせします。

【表の見方】

特に説明が無いものは令和6年度の状況
企業職：上下水道局と市立病院の職員

1 職員数

効率的な行政活動のため、事務事業や組織機構の見直し、業務委託などを進め、適正な定員管理に努めています。

■職員数の推移(各年度とも4月1日現在)

区分	令和6年度	7年度
職員数	2254人	2249人

■採用・退職人数

採用	区分	人数
	令和6年4月1日付け	118人
	令和6年4月2日～7年3月31日付け	7人
退職		158人

※参考 令和7年4月1日付け採用：151人

■職種別人員構成

(令和7年4月1日現在)

区分	人数
一般行政職	1200人
企業職	446人
技能労務職	227人
税務職	131人
福祉職	67人
医療職	107人
教育職	71人
計	2249人



2 給料や手当など

職員給料の昇給区分は、前年度の勤務成績に応じ、毎年4月に決まります。給料とは別に支給する手当には、扶養手当や住居手当、通勤手当のほか、民間企業の「ボーナス」に当たる期末・勤勉手当などがあります。

■人件費の状況

歳出総額(a)	人件費(b)	人件費率(b)/(a)
1328億8563万円	174億9689万円	13.2%

■職員給与の状況

職員数(a)	1748人
給与費(b)	118億770万円
給料	71億7725万9000円
職員手当	13億6838万2000円
期末・勤勉手当	32億6205万9000円
1人当たりの給与費(b)/(a)	675万4977円

※職員手当には退職手当を含まず

■ラスパイレス指数の推移

(一般行政職・各年とも4月1日現在)

給料の水準を示す「ラスパイレス指数」は、国家公務員の給料総額を基準(100)として、市職員と国の職員構成が同じと仮定した場合の給料総額の比率を表します。

区分	令和3年	4年	5年	6年
指数	99.0	98.5	98.4	98.4

■平均給料月額と平均年齢

(一般行政職・令和7年4月1日現在)

平均給料月額	31万8001円
平均年齢	41.0歳

■初任給と経験年数・学歴別平均給料月額

(一般行政職・令和7年4月1日現在)

区分	大学卒	高校卒
初任給	22万7300円	19万5800円
経験年数10年	27万9080円	24万9400円
20年	35万6896円	32万8250円
25年	38万3744円	37万800円
30年	40万2173円	39万5300円

■扶養手当などの状況(令和7年4月1日現在)

区分 内容

扶養手当	他に生計のみちがなく、主として職員の扶養を受ける親族などがいる職員に支給 <配偶者>
	月額3000円※部長級職員は支給なし <父母など>
	月額6500円※部長級職員は月額3500円 <子>
住居手当	月額1万1500円※年齢などによる加算あり
	月額1万2000円を超える家賃を支払う職員に支給(限度額2万7000円)
通勤手当	片道2キロ以上(通勤距離)の通勤距離で、バスなどの公共交通機関や、自動車などの交通用具を使う職員に支給

■時間外勤務手当の状況

年度	支給総額	1人当たり	
		支給年額	年平均時間
5	5億6607万1217円	34万9211円	137.8時間
6	5億7950万4158円	35万7277円	140.2時間

※企業職分を除く

■期末・勤勉手当の支給割合

6月	2.30力月分	12月	2.30力月分

■特別職の報酬など(令和7年4月1日現在)

区分	報酬など月額	期末手当
市長	113万8000円	6年度支給割合 <6月期>1.7力月分
副市長	88万2000円	<12月期>1.75力月分
議長	71万1000円	計3.45力月分
副議長	64万5000円	
議員	61万7000円	

■退職手当の状況

支給総額	1人当たり支給額 (定年・勤続)
12億4377万2734円	2150万896円

※特別職と企業職分を除く

【問】職員課 626-7505
【広報ID】1054556

3 休暇や休業

区分	男性	女性	計
介護休暇	0人	3人	3人
育児休業	35人	64人	99人
部分休業	2人	26人	28人

年次有給休暇 令和6年1月1日～12月31日
日の平均取得日数14.4日

部分休業：子の養育のための勤務時間の一部休業

4 処分

分限処分	休職	降任	免職	一	計
42人	0人	0人	0人	42人	
戒告	減給	停職	免職	計	
0人	0人	1人	0人	1人	

分限処分：病気などのために職務を十分に果たせない場合など、公務の能率を維持するために行う処分

懲戒処分：法令違反などがあった場合などに、規律と秩序を維持するために行う処分

5 退職(再就職)

■退職者の営利企業などへの再就職の状況

対象	退職者	うち再就職者

<tbl_r cells="3"